

◎政治資金規正法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会社等の寄附等の禁止）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。以下同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。以下同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し又は要求してはならない。</p> <p>4 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体に対して、政治資金パーティーの対価の支払をすることを勧誘し又は要求してはならない。</p>	<p>（会社等の寄附の制限）</p> <p>第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。</p> <p>3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に對するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定</p>

する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれの政治団体とみなす。

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

- 一 個人のする寄附 二千万円
- 二 会社のする寄附

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

五十億円以上	三千万円
十億円以上五十億円未満	千五百万円
十億円未満	七百五十万円

- 三 労働組合又は職員団体のする寄附

次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

十万人以上	三千万円
-------	------

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

- 一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 二千万円
- 二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 千万円

(削る)

- 2| 前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。
- 3| 政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、千万円を超えることができない。
- 4| 前項の規定の適用については、政治団体の支部で次に掲げるもの以外のものは、それぞれ一の政治団体とみなす。
 - 一 公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられ、かつ、その代表者が公職の候補者であるもの
 - 二 都道府県又は市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域。以下この号において同じ。）を単位として設けられ、かつ、当該政治団体が都道府県又は市町村の区域ごとに指定する一のもの
- 5| 第三項の規定は、二以上の国会議員関係政治団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体をいい、同項第三号に係る国会議員関係政治団体を除く。以下この項において同じ。）で

3| 個人とする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

4| 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

(新設)

(新設)

5| 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令

あつて、これらの国会議員関係政治団体に係る公職の候補者（同項第一号に係る国会議員関係政治団体の代表者である公職の候補者又は同項第二号に係る国会議員関係政治団体が第六条第一項若しくは第七条第一項の規定により届け出た同号の公職の候補者をいう。）が同一の者であるもの間における寄附については、適用しない。

（同一の者に対する寄附の制限）

第二十二條 （削る）

（略）

2| （略）

（本人の名義以外の名義等による寄附等の制限）

第二十二條の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 （略）

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

で定める。

（同一の者に対する寄附の制限）

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2| （同上）

3| （同上）

第二十二條の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 （同上）

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4・5 (略)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の六の二 (略)

(雇用関係の不当利用等による寄附等の制限)

第二十二条の六の三 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役員又は構成員に対し、雇用その他の関係を不当に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体をして、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。

(寄附のあつせん等に関する制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせん又は当該対価の支払のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パー

4・5 (同上)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の六の二 (同上)

(新設)

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いか

ティーの対価の支払のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附又は対価の支払をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附又は当該対価として支払われる金銭等を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八 (略)

2・3 (略)

(削る)

なる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八 (同上)

2・3 (同上)

4 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは、「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

4) 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

5) 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。